

## 住居表示の新たな制度がはじまります！

市民課 ☎65・1232

住居表示を行っている住所で住居番号が重複している箇所について、枝番号が新たに付く制度が令和7年4月1日よりはじまります。

### ▼住居表示とは

土地の地番で表していた住所を改め、町名と街区符号と住居番号によって誰にでもわかりやすい住所の表し方をしている制度のことです。

※新居浜市では一部住居表示していない地域があります。

### 【住所の地番表示の例】

新居浜市 町名 一宮町 地番 甲123番地の1

### 【住所の住居表示の例】

新居浜市 町名 一宮町 街区符号 一丁目 住居番号 5番 枝番号 1号

### ▼街区符号、住居番号、枝番号とは

(街区符号) 町内を道路・河川・水路・その他恒久的な施設などで区切った一つの地域を街区といい、各街区に付けられた番号が街区符号です。

番号が付されると住所が分かりやすくなります。



市民課 徳永大貴

### (住居番号)

街区の角から10mごとに右回りに1から順に基礎番号を付け、建物などの出入口や玄関位置により建物に付けられる番号が住居番号です。

### (枝番号) [新制度]

重複した住居番号を区別するために付けられる番号が枝番号です。

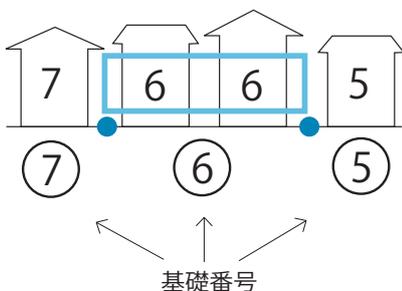
### 【枝番号ありの住居表示の例】

新居浜市 町名 一宮町 街区符号 一丁目 住居番号 5番 枝番号 1・1号

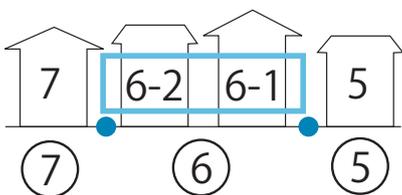
### ▼枝番号が付くことで変わること

従来の制度では、次の図1のように基礎番号「⑥」の範囲に建っている住居に住所を設定する場合は、「○○町△丁目□番6号」と2棟とも同じ番号が設定されましたが、今後は、図2のように枝番号が付けられ、それぞれ「○○町△丁目□番6・1号」「○○町△丁目□番6・2号」と区別することができるようになります。

(図1) 従来の制度



(図2) 今後の制度



### ▼新たな住居表示の設定や枝番号を付けるには

家などを建てたために住居表示を設定する場合や枝番を付けるには、所定の届出(申請)書などを提出する必要があります。提出は市民課窓口へ持参する場合の他、郵送、メールまたはFAXで提出してください。

・提出先 〒792-8585

一宮町 1-5-1

市民課

☎65・1232 FAX65・1235

simin@city.niihama.lg.jp

※届出(申請)の詳細は、HPをご確認ください。



### 注意事項

枝番号は、住居番号が重複する箇所に新築する場合は付番されますが、既に住所として住居表示設定済の場合は、変更申請をしなれば付番されません。

# ■空き家問題について考えてみましょう

建築指導課 ☎ 65・1273

空き家の適切な管理は、地域の安全・安心な環境を守るために大変重要です。管理が不十分な空き家は、倒壊の危険や防犯上の問題、景観の悪化などの課題を引き起こす可能性があります。空き家を適正に管理し、住みやすく魅力的な新居浜市を目指しましょう。

## ▼空き家の「管理」について

人が住んでいない家は、老朽化が進みやすいため、定期的な換気、清掃、点検などを行いましょ。

また、庭木や雑草についても放っておけば生い茂ってしまい、近隣に迷惑をかけてしまう恐れがあるため、定期的な剪定や草刈りなどを行いましょ。

では、近隣住民に被害が及ぶ可能性があるため、補修や除却を行いましょ。

## ▼空き家の除却費用の一部補助について

安全安心な生活環境の確保および良好な地域景観の保全を図るため、**老朽化して危険な空き家**の除却にかかる費用の一部を補助しましょ。

## ▼空き家の「利活用や処分」について

老朽化が進み利活用が難しくなった空き家については、補修や改修の際に多額の費用が掛かってしまう場合があります。空き家の状態が良く、利活用が可能なうちに賃貸や売却などを考えましょ。

また、老朽化した空き家につい

## 【補助対象となる空き家の例】

- ・屋根や壁に穴が開いている、柱が傾いているなど老朽度や危険性が高い。
- ・道に倒壊する恐れがある。



## ▼無料相談を行っています！

新居浜市は、空家などの問題解決のための総合サービス「akisol（アキソル）」を運営する株式会社ジチタイアドと、連携協定を締結しましょ。

- ・除却や売却などの処分が難しい空き家を譲りたい！
- ・除却や家財処分、庭木の剪定などに関する業者を紹介してほしい！
- ・空き家を相続したけれど、どうしたらよいかわからない！

このような悩みをお持ちの人は、ぜひ「akisol」へご相談ください。

## 【akisol カスタマーサポート】

☎ 0120・772・135  
9時～18時 ※土日祝除く

※申請多数の場合は、危険性の高いものから補助を行います。

※補助を受けるには、いくつかの条件を満たす必要があります。必ず事前に建築指導課へご相談ください。

### 【補助内容】

- ・補助限度額 80万円
- ・補助率 補助対象経費の80%
- ・受付期間 4月7日(月)～4月30日(水)
- ・補助件数 10件程度

詳細はこちら



詳細はこちら



## 令和7年度 納期のしおり

納付科目 納期限	・固定資産税 都市計画税	・市県民税 (普通徴収) ※森林環境税含む	・介護保険料 ・国民健康保険料 ・後期高齢者医療 保険料	・保育所 保育料	・市営住宅(家賃、共 益費、駐車場使用料) ・児童クラブ徴収金 ・扶養共済掛金	・墓地 管理料	・軽自動車税 (種別割)
4月30日(水)	全期・第1期			4月分	4月分		
6月2日(月)				5月分	5月分		全期
6月30日(月)		全期・第1期		6月分	6月分		
7月31日(木)	第2期		第1期	7月分	7月分		
9月1日(月)		第2期	第2期	8月分	8月分		
9月30日(火)	第3期		第3期	9月分	9月分		
10月31日(金)		第3期	第4期	10月分	10月分	全期	
12月1日(月)			第5期	11月分	11月分		
12月25日(木)	第4期		第6期	12月分			
令和8年 1月5日(月)					12月分		
2月2日(月)		第4期	第7期	1月分	1月分		
3月2日(月)			第8期	2月分	2月分		
3月31日(火)			第9期	3月分	3月分		

●市税を口座振替している人の口座振替結果の確認までに、3営業日程度かかります。その間に、納税証明書(継続検査用含む)が必要なのは、口座振替結果を記載した通帳を収税課まで持参し、証明書

し尿処理手数料の納期限については、納入通知書の日付をご確認ください。

### 問い合わせ

- 固定資産税・都市計画税  
課税課 固定資産税係 (☎ 65-1225)
- 市県民税・軽自動車税(種別割)  
課税課 市民税係 (☎ 65-1224)
- 介護保険料 介護福祉課 (☎ 65-1241)
- 国民健康保険料 国保課 (☎ 65-1230)
- 後期高齢者医療保険料 国保課 (☎ 65-1170)
- 保育所保育料(公立保育所は副食費含む)  
こども保育課 (☎ 65-1582)
- 市営住宅 新居浜市営住宅管理グループ (☎ 47-5218)

- 児童クラブ徴収金 学校教育課 (☎ 65-1301)
- 心身障害者扶養共済掛金 地域福祉課 (☎ 65-1237)
- 墓地管理料 環境政策課 (☎ 65-1512)
- し尿処理手数料 廃棄物対策課 (☎ 65-1252)
- 市税の納付・口座振替の相談 収税課 (☎ 65-1226)

※の表示がある市税などについては、納期ごとにLINEとXでお知らせをしています。



LINE



X



「新居浜市まち・ひと・しごと創生推進計画」の趣旨に賛同した企業が、寄付することにより地方自治体を応援する制度です。

このたび、株式会社ウオーターエージェンシーから100万円の寄付をいただきました。

こちらの寄付は、浸水対策や生活環境の改善を図る事業である「一般下水路整備事業」において有効に活用させていただきます。

企業版ふるさと納税は、

企業版ふるさと納税による寄付について

総合政策課 ☎ 65-1210